



# TriMetは、人権を尊重します

TriMetは、該当する法律(人種、肌の色、出身国、宗教、性別、性的指向、婚姻区分)に基づき運営しています。

## TriMetの第6編方策の言明VI

1964年公民権法第6編 (Title VI of the 1964 Civil Rights Act) による言明:

「米国においては、連邦政府補助金によるプログラムおよび活動において、何人に対しても人種、肌の色、出身国などの理由で、参加の排斥、恩恵の拒否、あるいはこれ以外においても差別行為を行うことを禁じる」

TriMetは、連邦政府資金による当社のプログラムや活動のすべてにおいて、第6編の要件を順守します。TriMetの第6編非差別要件の詳細情報を請求するには、**503-238-7433** (TTY 7-1-1) までお問い合わせいただくか、**administration@trimet.org**までメールをお送りください。

## 第6編苦情申立の方法

第6編において、人種、肌の色、出身国が基で、違法な差別的な行為により権利を侵害されたと信ずる場合、何人もTriMetに苦情申立てを行うことができます。かかるいかなる苦情に関しても、差別的な行為により権利を侵害された日から180日以内にTriMetに書面で提出されなければなりません。苦情申立ての方法に関する情報は、以下の方法によってTriMetにお問い合わせください。

TriMet  
Civil Rights Investigator  
1800 SW 1st Avenue, Suite 300  
Portland, OR 97201

電話番号: **503-962-2217**  
ファックス番号: **503-962-2283**  
メールアドレス: **administration@trimet.org**

公民権局の連邦公共交通局の以下の宛先に、直接苦情を申し立てることができます。Attention: Title VI Program Coordinator, East Building, 5th Floor-TCR, 1200 New Jersey Ave., SE, Washington, D.C. 20590



## 第6編苦情処理

人種、肌の色、出身国により、TriMetから違法な差別的な行為により権利を侵害されたと信ずる場合、何人もTriMetの第6編苦情申立書に記入の上、提出することにより、苦情申立てを行うことができます。

TriMetは、受理した苦情関し、事例の申立て後180日以内に調査を行います。TriMetでは、苦情申立てが完了するまで処理を行います。完了した苦情が受理された際、TriMetの権限の所在を判断するため、TriMetによって検討されます。苦情申立人には、申立人の苦情がTriMetによって調査されるか否かが明記された承認書を送付されます。

通常、TriMetは記入された苦情申立書の受理後90日以内に調査を完了します。申立ての解決に関する詳細情報が必要な場合、TriMetが苦情申立人に問い合わせる場合があります。TriMetによって長期化が明示されない限り、苦情申立人は要請された情報を書面受理日から10日以内にTriMetの当該申立担当調査員に送付するものとします。

TriMetの担当調査員に対し、苦情申立人から連絡がない場合、または指定期間内に追加情報が受理されなかった場合、TriMetは管理上、当該申立てを結審することがあります。苦情申立人がこれ以上の追求を望まない場合においても、管理上、申立てが結審されることがあります。

調査完了後、TriMetは調査結果の概要を苦情申立人に対し書面で発行します。概要には、調査結果、調査結果による是正措置の指導等が記載されています。TriMetの裁定に関し、苦情申立人が異議を唱える場合、TriMetからの書面受理後7日以内にTriMetの支配人に宛て要請書を提出することにより、再考の要請を行うことができます。要請書には、再考の理由を特定し明記してください。再考要請に関し、支配人による受諾または棄却の決定が10日以内に苦情申立人に通知されます。再考が受諾された場合、再考の検討が完了した際に支配人により苦情申立人に対し、決定通知が発行されます。



## 第6編苦情申立書\*

1964年公民権法第6編 (Title VI of the 1964 Civil Rights Act) により「米国においては、連邦政府補助金によるプログラムおよび活動において、何人に対しても人種、肌の色、出身国などの理由で、参加の排斥、恩恵の拒否、あるいはこれ以外においても差別行為を行うことを禁じる」と定められています。

以下の情報は、皆様の苦情申立て処理を支援するために必要なものです。本申立書の記入に関して援助が必要な場合や代替形式に関する情報が必要な場合は、当社までお問い合わせください。

本申立書を記入し、TriMetまでご返送ください。

住所：1800 SW 1st Ave., Suite 300, Portland, OR 97201

宛先：多様性および交通公平部部長 (Civil Rights Investigator)

1. 申立人氏名： \_\_\_\_\_

2. 住所： \_\_\_\_\_

3. 市 (City) \_\_\_\_\_ 州 (State) : \_\_\_\_\_ 郵便番号 (Zip Code) : \_\_\_\_\_

4. 電話番号 (自宅) : \_\_\_\_\_ 職場 (business) : \_\_\_\_\_

メールアドレス： \_\_\_\_\_

5. 当該苦情申立人本人ですか？ \_\_\_\_\_

本人以外の場合、氏名および苦情申立人との関係： \_\_\_\_\_

第三者に代わり申立てを行う理由： \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
第三者の代わりに申立てを行う場合、差別を受けた側の許可を得ていることを証明してください。

6. 苦情申立人が差別を受けたと信ずる理由として、以下の説明の中で最も該当するものはどれですか？差別の内容 (該当する項目をチェックしてください) :

a. 人種 :

b. 肌の色 :

c. 出身国 :

7. 差別を受けた日： \_\_\_\_\_

8. 受けた差別について、自分なりの言葉で説明してください。差別を受けた状況やどの方針、プログラム、活動または人物により受けたと信じる差別について説明してください。

---

---

---

---

9. 当該苦情に関し、その他の連邦、州、地方の行政当局、もしくは連邦裁判所、州立裁判所などにも申立てましたか？

はい：      いいえ：

「はい」と回答した場合、該当する項目をチェックしてください。

連邦当局：      連邦裁判所：      州当局：  
州立裁判所：      地方当局：

10. 苦情申立てを行った行政当局／裁判所の担当官の連絡情報を記入してください。

氏名： \_\_\_\_\_

住所： \_\_\_\_\_

市 (City) : \_\_\_\_\_ 州 (State) : \_\_\_\_\_ 郵便番号 (Zip Code) : \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

11. 下に署名してください。当該苦情申立てに関連する資料や情報などを添付することができます。

\_\_\_\_\_

苦情申立人の署名

\_\_\_\_\_

日付